

桃源郷運動公園再整備及び運営事業
事前エントリー制度実施要領

令和8年5月29日

紀の川市

— 目 次 —

第 1 総則	- 1 -
第 2 目的	- 1 -
第 3 用語の定義	- 1 -
第 4 実施の要領	- 1 -
第 5 本制度に関する問い合わせ先	- 2 -

第1 総則

本実施要領は、桃源郷運動公園再整備及び運営事業（以下「本事業」という。）の「事前エントリー制度」（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めるものである。

第2 目的

本制度は、本事業への参画を検討しており、応募グループの組成を希望する事業者同士がコンタクトをとるきっかけとなる場を紀の川市（以下「本市」という。）が提供することで、円滑な事業参画の促進を図ることを目的としている。

第3 用語の定義

用語	内容
応募者	本事業に係る公募型プロポーザルに応募しようとする者をいう。
構成企業	本事業に法人等のグループとして応募する場合における、当該グループを構成する企業を個別に又は総称していう。
代表企業	本事業に応募する法人等のグループの構成企業のうち、構成企業を代表して本事業に関わる応募、各種契約手続等の統括を行う企業をいう。
協力企業	構成企業から業務を請負い、又は受託する企業をいう。

第4 制度の要領

1 事前エントリー制度に参加ができる者

本事業への参加を検討している事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・ 紀の川市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成19年紀の川市告示第21号）に基づく指名停止の期間中の者
- ・ 本市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱（平成24年紀の川市訓令第5号）に基づく排除措置の期間中の者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）
- ・ 談合等による損害賠償請求を本市から受けている者
- ・ 国税又は紀の川市税等を滞納している者

2 申込方法

本制度への参加・登録を希望する場合は、様式1に必要事項を記入し、第5に記載の「本制度に関する問合せ先」まで、電子メールより提出すること。

3 申込期間

令和8年5月29日（金）～募集要項等の公表日（※令和8年10月中旬頃を予定）まで

4 公表の方法等

申込みがあり次第、順次整理した後、本市ホームページにおいて公表する。

なお、公表以降に申込みのあった場合についても随時受付を行い、本市ホームページにおいて随時更新・公表する。

表 事前エントリー制度 ホームページ公表のイメージ

事業者 No	参加 希望 業務	事業者情報										
		実績	営業 年数	従業 員数	資本金	有資格	企業名	所在地	担当者			
									職氏名	電話 番号	FAX	E-mail
1	維持 管理 (詳細)
2	建設 (詳細)

5 公表後の流れ

- ・ 本制度に申込みを行い本市のホームページに申込情報が公表された者は、本事業への参加を検討している他の事業者から共同に関する連絡があった場合、事業方針や共同条件等について十分な協議を行うこと。
- ・ 協議の結果、共同条件等に双方が合意し、当該事業者との共同が決定した場合は、様式2に必要な事項を記入・押印し、後日公表する本事業の募集要項に記載の参加表明書の受付締切日までに応募者のうち代表企業に提出すること。
- ・ 応募者の構成企業となる場合を除き、複数の応募者と協議し、それぞれの応募者と合意に至った場合は応募者全てに関心表明書を提出することも可とする。

6 留意事項

- ・ 提出された情報は、本事業以外に使用しない。
- ・ 本制度への参加・登録により、本事業に関して有利となる条件を付すものではない。
- ・ 本制度への参加・登録は義務付けではない。また、参加・登録により事業受託を約束するものではない。

第5 本制度に関する問合せ先

本制度に関する問合せ先は、次のとおりとする。

紀の川市 教育部 生涯スポーツ課
 〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地
 電話：0736-77-2511
 E-mail：k150500-001@city.kinokawa.lg.jp